

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名
被告 金 井 豊 外2名

令和4年12月26日

準 備 書 面 (10)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



目 次

第1	はじめに.....	3
第2	原告ら第2 4準備書面について.....	5
1	原告ら第2 4準備書面第1の1ないし4について.....	5
(1)	原告らの主張.....	5
(2)	被告ら及び補助参加人の反論.....	5
2	原告ら第2 4準備書面第1の5について.....	6
(1)	原告らの主張.....	6
(2)	被告ら及び補助参加人の反論.....	6
3	原告ら第2 4準備書面第2について.....	14
(1)	原告らの主張.....	14
(2)	被告ら及び補助参加人の反論.....	14
4	原告ら第2 4準備書面第3の1ないし3について.....	15
(1)	原告らの主張.....	15
(2)	被告ら及び補助参加人の反論.....	16
5	原告ら第2 4準備書面第3の4について.....	18
(1)	原告ら第2 4準備書面第3の4(1)について.....	18
(2)	原告ら第2 4準備書面第3の4(2)について.....	19
(3)	原告ら第2 4準備書面第3の4(3)について.....	23
(4)	原告ら第2 4準備書面第3の4(4)及び(5)について.....	24
(5)	小括.....	25
第3	結論.....	25

原告らの令和4年9月22日付け第24準備書面については、以下のとおりである。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。また、引用部の下線は引用者による。

第1 はじめに

補助参加人の取締役である被告らは、株主総会決議に従い、法令及び定款を遵守し、とりわけ、新規制基準等をも踏まえた「安全性向上施策」を完了させ、原子炉等規制法¹に基づく新規制基準への適合性確認の判断を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を判断することとしている。すなわち、被告らが、会社法上の取締役の善管注意義務及び忠実義務である、適法かつ適切に業務を遂行する義務を尽くしていることは、これまで答弁書及び各準備書面で明らかにしてきたとおりである。

特に、新規制基準が、各専門分野の学識経験者の有する最新の科学的・専門技術的知見を集約した上で、中立性が担保された学識経験者の関与の下、公開の議論を経て、意見公募手続等の適正な手続を経て策定されたものであり、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものであることは、令和4年6月8日付け被告ら及び補助参加人準備書面(8)第2の1で詳述したとおりである（なお、原子力規制委員会は、新規制基準制定後も、最新の科学的・専門技術的知見を踏まえて、随時、同基準の改正を行っている²。）。

¹ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の略。

² 具体例として、代替残留熱除去設備の設置（令和元年9月20日付け被告ら及び補助参加人答弁書13頁並びに本準備書面後記第2の5(2)イ参照）、標準応答スペクトルの策定（令和4年2月28日付け被告ら及び補助参加人準備書面(7)9頁参照）等が挙げられる。

これに対し、原告らは、第24準備書面において、「新規制基準の限界」（同1頁）として、「新規制基準に適合したとしても、本件原発が重大事故を起こす具体的危険性はあるのである。」（同22頁）などと主張する。

しかしながら、原告らが第24準備書面において縷々主張する、基準地震動並びに外部電源を含む全交流動力電源喪失及び冷却機能喪失への対策については、いずれも「裁判所の見解」³(1)にいう「新規制基準の対象事項」であって、補助参加人は新規制基準を踏まえて安全対策を講じている。原告らの主張は、新規制基準を正解しないまま、これまでの主張を繰り返すものに過ぎないところ⁴、「裁判所の見解」(1)にいう「重大事故発生の具体的危険があることを原告らが具体的に指摘」したものとは到底いえず、何ら理由がない。

とりわけ、原告ら第24準備書面第3において原告らが再三引用する甲第118号証は、「志賀原発の『津波対策』『ストレステスト』の問題点」とする表題からも明らかなおり、新規制基準が制定される以前の平成24年に作成されたものであり、同基準及び補助参加人の同基準適合性確認審査申請の内容を踏まえたものではないことから、「裁判所の見解」(1)にいう「重大事故発生の具体的危険があることを原告らが具体的に指摘」したものではないことは自明である。

³ 第10回口頭弁論調書別紙3。以下「裁判所の見解」という。

⁴ 原告ら第24準備書面第1は令和4年3月11日付け原告ら第21準備書面の、原告ら第24準備書面第2は令和3年9月22日付け原告ら第15準備書面の、原告ら第24準備書面第3は令和元年12月13日付け原告ら第3準備書面及び令和3年9月22日付け原告ら第14準備書面の主張をそれぞれ繰り返すものに過ぎない。

第2 原告ら第24準備書面について

1 原告ら第24準備書面第1の1ないし4について

(1) 原告らの主張

原告らは、規制基準の想定を超える事象は起こるから規制基準に適合すれば安全であるとはいえず、福島第一原子力発電所事故は規制基準では安全を十分に確保することができないことを明らかにした、新規制基準には科学者の割り切りによる欠陥があると主張する（原告ら第24準備書面1ないし6頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

原告らは、平成23年に発生した福島第一原子力発電所事故の経過や、同事故に関連する裁判例⁵について縷々述べるものの、これらは原告らも自認するとおり、平成25年に新規制基準が制定される以前の事例に関するものであり、「裁判所の見解」にいう「新規制基準の適合性等が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具体的にあり得ることを、主張立証」するものではない。

加えて、上記裁判例はいずれも事後的な損害賠償請求訴訟に係るものであるところ、被告ら及び補助参加人準備書面(7)2頁でも述べたとおり、本件は事後的な損害賠償ではなく、事前の差止めを求めるものであって、会社法360条の要件である「回復することができない損害が生ずるおそれがある」ような「法令若しくは定款に違反する行為」の有無を争点とするものであるから、原告らの主張は失当というほかない。

この点、被告ら及び補助参加人準備書面(8)第2の1で述べたと

⁵ 福島第一原子力発電所事故に係る国家賠償請求訴訟上告審判決（令和4年6月17日）及び東京電力株主代表訴訟第一審判決（同年7月13日）。

おり、新規制基準適合性確認審査を経て再稼働中又は再稼働予定の原子力発電所に対する運転差止め等を求める訴訟・仮処分の判決・決定においては、いずれも、新規制基準及び同適合性確認審査が不合理であるとする原告・債権者らの主張を斥け、差止め等を認めないとする司法判断が確定している。

また、原告らは、新規制基準について、科学者の割り切りによる欠陥があると縷々主張するところ、かかる主張は、原告ら第21準備書面等の繰り返しに過ぎず、被告ら及び補助参加人準備書面(7)及び同準備書面(8)で述べたとおり、原子力に関する法体系や新規制基準の内容を正解しないまま独自の見解を述べるものであり、いずれも理由がない。

2 原告ら第24準備書面第1の5について

(1) 原告らの主張

原告らは、平成24年に原子炉等規制法が改正されたが、改正後は、規制当局が定めた「基準に適合するものであること」(同法43条の3の6第1項4号)のみが問われることになり、田中俊一・原子力規制委員会委員長(当時。以下「田中委員長」という。)の各発言は、原子炉設置変更許可が出されても安全であるという判断はしていないことを自ら認めたものであると主張する(原告ら第24準備書面6ないし10頁)。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

原告らは、平成24年改正前後の原子炉等規制法の文言を取り上げ、「改正前には『原子炉施設が、災害の防止上支障がないこと』という客観的安全性が求められていたが(略)改正後は、規制当局が定めた『基準に適合すること』のみが問われることになったのである。」(原告ら第24準備書面6頁)と主張するが、被

告ら及び補助参加人準備書面(8)4頁で述べたとおり、改正後の原子炉等規制法においては、安全性の基準が、それまでの原子力安全委員会の内規としての指針に代わり、法的拘束力を有する法規命令である原子力規制委員会規則によって定められることとなった点において「改善がもたらされた」とされているところであり、原告らの主張は当を得ない(乙144の29頁：高木光・自治研究91巻10号)。

また、原告らは、田中委員長の発言を繰々引用するところ、田中委員長は「一般論として」ゼロリスクはあり得ない旨を述べたに過ぎず(乙149の7頁)、新規制基準に問題があると述べたものではない。

かえって、田中委員長は「私どもとしては最善を尽くして適合性審査を、リスクを下げるためのいろいろな基準を作って、その審査をしてきた」と明言しているのであり(乙149の8頁)、以下に述べるとおり、原告らの主張は、田中委員長の発言の一部のみを都合よく切り取ることによってその趣旨をことさらに歪曲するものに過ぎない。

ア 原告ら第24準備書面第1の5(2)アについて

原告らは、「技術について」として、田中委員長の発言を引用する(原告ら第24準備書面7頁)。

しかし、上記のとおり、田中委員長は「技術ですから」「一般論として」は残るリスクがあると述べたに過ぎず、直後の発言において「相当のことを考えてリスクの低減化には努めてきた」と明言しているのであって、新規制基準に問題があると述べたものではない(乙149の7頁)。

この点、新規制基準においては、「ゼロリスクは存在しない

こと、すなわち、調査や対策等を尽くしたとしても、必ず『残余のリスク』が残るという考え方」に基づき（乙15の292頁脚注7）、「設計基準事故時に安全機能を有する系統の各基本的安全機能が維持されることを求めている。それでもなお、深層防護の考え方から、重大事故等対策として、想定外の事象を排除するため、理由を問わず、設計基準事故等に対処するための設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷の防止、原子炉格納容器の破損防止等及び放射性物質の拡散の抑制のための対策を要求している。」（同143頁）ところであり、リスクの存在を前提にした上で、その低減を図る対策が求められている。

イ 原告ら第24準備書面第1の5(2)イについて

原告らは、「自然災害の不確かさについて」として、田中委員長発言を引用する（原告ら第24準備書面7頁）。

しかし、田中委員長は、一般論として「自然のいろいろなこととか」「分からないことがある」と述べたに過ぎず、直前の発言において「相当のことを考えてリスクの低減化には努めてきた」と明言しているのであって、新規制基準に問題があると述べたものではない（乙149の7, 8頁）。

この点、自然現象の一例として地震動を挙げると、新規制基準においては、「自然現象である地震とそれにより生起する地震動に不確かさがあり、地震動の評価過程において工学的な配慮がなされるべきである。」（乙15の258頁）とされた上で、「耐震設計の段階においても、保守的で余裕を持つことを求めている。そのため、基準地震動を超えるような地震が発生した場合であっても、即座に耐震重要施設の安全機能が喪失す

るということはない。」(同281頁)とされるなど、地震動をはじめとする各種自然現象における不確かさの存在を前提にした上で、リスクの低減を図る対策が求められている。

ウ 原告ら第24準備書面第1の5(2)ウについて

原告らは、田中委員長と「別の記者との間」のやり取りをも引用する(原告ら第24準備書面7, 8頁)。

しかし、田中委員長は、前記ア及びイに引き続いて、一般論として「先程のリスクの問題、不確かさの問題ということもあります」と述べたに過ぎず、原告ら引用の発言において「私どもとしては最善を尽くして適合性審査を、リスクを下げるためのいろいろな基準を作って、その審査をしてきた」と明言しているのであって、新規制基準に問題があると述べたものではない(乙149の8頁)。

この点、前記ア及びイで述べたとおり、新規制基準においては、リスクの存在を前提にした上で、その低減を図る対策が求められている。

エ 原告ら第24準備書面第1の5(2)エについて

原告らは、「ヒューマンファクターについて」として、田中委員長の発言を引用する(原告ら第24準備書面8頁)。

しかし、田中委員長は、一般論として「ヒューマンファクター・ゼロと言うわけにはいかない」と述べたに過ぎず、直後の発言において「人の間違いは正す方向に行くようには、今回の規制は求めています。」と明言しているのであって、新規制基準に問題があると述べたものではない(乙149の12頁)。

この点、新規制基準においては、設置許可基準規則⁶10条において、設計基準対象施設に対し誤操作を防止するための措置を講じることが要求されているほか（乙15の131頁）、同37条1項の解釈においても、炉心の著しい損傷の防止対策につき操作の成功・失敗等を考慮することとされているなど（同150頁）、人的過誤の存在を前提とした上で、リスクの低減を図る対策が求められている。

その他、原告らは、「限定的絶対的安全ないし、絶対的安全に準じるきわめて高い高度の（引用者注：原文ママ）安全性が求められていると主張しているのである。」（原告ら第24準備書面8頁）と述べるところ、原子力発電所の運転差止命令申立に係る裁判例において、「抗告人らは（略）原子力発電所に求められる安全性は（略）『限定的』絶対的安全性又は絶対的安全性に準じて（略）極めて高度な安全性と解すべきであるなどと主張する（略）しかしながら（略）抗告人らが主張するように（略）絶対的な安全性又はこれに準じるような安全性を求めることが社会通念となっているとまではいうことはでき」ないとして、かかる主張は斥けられているところであり、理由がない（判例時報2393・2394号364頁：高松高等裁判所平成30年11月15日決定（確定））。

さらに念のため付言すると、原告らは、「自治体まかせの防災避難計画」（原告ら第24準備書面9頁）と述べるところ、被告ら及び補助参加人準備書面(7)12頁で述べたとおり、国は、原子力災害対策特別措置法等に基づき内閣府が設置する「地域

⁶ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第5号）の略。

原子力防災協議会」において、地域防災計画や避難計画を含む「緊急時対応」が具体的かつ合理的であることを確認し、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において「緊急時対応」を了承するなど、政府全体として原子力災害対策に取り組むとしているのであって、「自治体まかせ」とする原告らの主張は事実に反する（被告ら及び補助参加人準備書面(7)10, 11頁で述べたとおり、原告らは、そもそも本件原子力発電所において重大事故が発生する具体的な機序を主張立証していないのであるから、避難計画に関する主張は本件の争点たり得ない。）。

オ 原告ら第24準備書面第1の5(3)について

原告らは、「自然災害レベルの他」について、田中委員長の発言を引用する（原告ら第24準備書面9頁）。

しかし、田中委員長は、一般論として「それ以外のところまで細かく見ていくと、いろいろな判断が出てくると思います。」と述べたに過ぎず、直後の発言において「原子力発電所も、第1世代から、今やPWRですと大体3.5世代ぐらいということで、その間いろいろな改良が進んでいますし、最初はもう非常用炉心冷却装置すらなかった。それもだんだんそういう経験を踏まえて後で付け足したりしていますので、そういうことを言えば切りがないのですけれども、最初に申し上げたような意味では、世界最高レベルだと思います。」として、原子力発電所の設備の改良は進んでいる旨述べているのであって、新規制基準に問題があると述べたものではない（乙149の21頁）。

この点、新規制基準においては、「設置許可基準規則は、そもそも設計基準として、事故の誘因を排除する目的で想定すべ

き自然現象を含む外部事象による損傷の防止を要求することに加え、事故防止対策に係る設備、更に深層防護の観点から、重大事故等対策に係る設備を要求している。」(乙15の179頁)とあり、自然現象以外の原因についても、リスクの低減を図る対策が求められている。

また、原告らは、「自然災害の限定的な分野においても(略)アメリカよりも格段に緩やかな規制となっている。」と主張するところ(原告ら第24準備書面9頁)、かかる主張は、前記高松高裁決定において、新規制基準はNRC⁷(米国原子力規制委員会)の基準等と比較して不合理とはいえないとして斥けられているところであり(判例時報2393・2394号311, 341, 342, 357頁)、何ら理由がない。

さらに念のため付言すると、原告らは、「ヨーロッパではコア・キャッチャーや二重構造の格納容器の設置義務が課されている」と主張するところ(原告ら第24準備書面9頁)、これらの事項は、新設炉における自主規格であって、新規制基準におけるバックフィット規定のように既設炉への適用が義務付けられたものではないことから⁸、原告らの主張は事実と反する(乙129の394, 395頁;大阪高等裁判所平成29年3.

⁷ Nuclear Regulatory Commission の略。

⁸ この点、田中委員長は、「コアキャッチャーというのは、基本的には、仮に燃料が溶けた場合、いわゆるメルトダウンした場合に格納容器を保護するというために造ってありまして、これと同等の、格納容器を冷却するとか溶けた燃料を冷却するとか、そういったことで格納容器を保護する機能というのは、規制の中で要求をして大体そういう対応をしていただいているということでございます」(乙157の31頁;平成28年3月25日・参議院予算委員会)と述べており、また、更田豊志・原子力規制委員会委員長(当時)も、「特定重大事故等対処施設で整備する施設も、航空機対策に対して二重格納容器と同等の性能を備えていることを確認したところがあります。」(乙158の12頁;平成30年5月17日・衆議院原子力問題調査特別委員会)と述べるなど、事故防止のために必要な要求は既に十分になされている旨を明言している。

月28日決定(確定))。

カ 小括

以上に述べたとおり、原告らの主張は、田中委員長の発言の一部のみをとらえ曲解するものに過ぎず⁹、何ら理由がない。

⁹ 田中委員長は以下のとおり述べており、原告らの主張は曲解というほかない。
 「我が国においては、自然現象、地震とか津波とかさまざまな火山とか、ほかの国にはないような厳しい外的状況がありますので、そういった対策につきまして一つ一つ対応ができるように今回の規制基準はつくられております。そういったことで、国際的にも十分たえられるような基準になっているというふうに自覚しております。」(乙159の5頁；平成25年4月19日・衆議院原子力問題調査特別委員会)
 「炉心損傷を防止する対策、また、それが破られた場合に格納容器を維持する対策、さらにそれが破れた場合には、ベントシステムによって、放射能が外に出る量を管理する対策、それから、その拡散を抑制する対策というふうに、多重の防護措置が必要になります。米国では、そういった対策は主に可搬設備によって対応するというふうになっております。ヨーロッパは、比較的、恒設的な設備を導入しております。今回、私どもはその両方を要求しております。」(同6頁)
 「IAEAの基準、NRCの基準、それからフランスの基準、いろいろな等々を基本にして、我が国の新しい基準の策定を行ってまいりました。さらに、先ほども一度申し上げましたけれども、我が国の自然環境の厳しさといういわゆる外的な要因、地震、津波とか、そういったことについても十分に配慮しましてつくってまいりました。そういう意味では、現時点では十分に世界最高レベルの基準になっているというふうに思いますが、安全にゴールはないというのも一つの基本的な考え方でございます。これにつきましては、安全目標という議論を公開の場でさせていただきまして、常に、より高みを目指した、安全を目指した取り組みを続けましょうということ、今、そういう考え方で臨んでおります。」(同13頁)
 「地震、津波、あるいは先ほど来議論になっております火山といった自然現象の想定、あるいは重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しております。この規制基準に合致したと判断できる川内原発については、福島のような事故を二度と繰り返さないことを目指した高いレベルの安全性を有するということは申し上げることができます。一方、事故は起こらないと思ってしまうと、これは安全性向上の努力が停止してしまう、いわゆる安全神話に陥ってしまうということになりますので、そういうことは申し上げません。ただし、安全追求に終わりではなくて、一層の安全追求をしていく、事業者にもそのことを求めているということで、当委員会としても不断の努力をしていくという所存でございます。その意味で、世界最高水準の安全性は担保されたというふうに考えております。」(乙160の16頁；平成26年8月7日・衆議院原子力問題調査特別委員会)
 「福島第一原発の教訓をきちっと踏まえ、あるいはIAEAとか外国の規制基準を参考にし、また、我が国の自然条件を考慮、勘案して、総合的に見て最も厳しい水準にあると思っております。具体的に申し上げますと、今回、福島の事故でいわゆる外部電源全喪失、SBOということが起こりましたので、こういったことに耐えられるように、かなり多重で多様性のある電源確保策を求めています。電源喪失期間につきましても、フランスとかアメリカでは三日程度を想定してはいますけれども、今回は、一週間は少なくとももつような電源の準備をしていただくというふうなことを、それから、移動用の電源車も複数用意していただくというふうなことをしております。」(同20頁)

3 原告ら第24準備書面第2について

(1) 原告らの主張

原告らは、本件原子力発電所が基準地震動1000ガルを超える地震動をもたらす地震に襲われ、重大事故が発生する具体的危険があると主張する（原告ら第24準備書面10ないし12頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

そもそも、原告らは、第15準備書面において、解放基盤表面¹⁰における基準地震動の加速度（ガル）と、主に地表に設置された地震計で観測された加速度とを単純に比較しているが、かかる比較は科学的妥当性を欠く（乙15の243ないし248、274ないし288頁）。

そして、前記第1で述べたとおり、原告らの主張はこれまでの繰り返しに過ぎず、新規制基準に基づいて策定される基準地震動に問題があると主張立証するものではないことから、「裁判所の見解」にいう「新規制基準の適合性等が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具体的にあり得ることを、主張立証」するものではなく、何ら理由がない。

この点、新規制基準においては、基準地震動は、「最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして策定する地震動をいう（設置許可基準規則の解釈別記2の5）。」とされており（乙15の229頁

¹⁰ 原告らのいう基準地震動「1000ガル」とは、基準地震動を策定するために仮想的に設定された「解放基盤表面」（乙15の231頁脚注10）における数値であり、実際の建屋、機器、配管等の設計においては、解放基盤表面より上の地盤における増幅特性等を反映した地震応答の最大値（基準地震動よりも増幅する場合が多く、部分的に、周期帯によっては数千ガルに達する）に耐えられるよう設計することとなる（同282頁）。

脚注 8), 最新の科学的・専門技術的知見を踏まえて策定する¹¹ことが求められている。

また, 原告らは, 本件原子力発電所の基準地震動が「平均的な地震動にすぎない」(原告ら第 24 準備書面 11 頁)などと主張するが, 被告ら及び補助参加人準備書面(7)8 ないし 10 頁でも述べたとおり, 補助参加人は, 最新の科学的・専門技術的知見を踏まえ, 各種調査結果に基づき, 本件原子力発電所における地域的な特性も考慮した上で, 十分な余裕をもって基準地震動を策定しており, 原告らの主張は理由がない。

加えて, 前記 2(2)イで述べたとおり, 原子力発電所は耐震安全上の余裕をもって設置されており, 万一, 基準地震動を超える地震動が到来したとしてもただちに安全上の問題が生じるものではなく, この点からも原告らの主張は理由がない(乙 15 の 281 ないし 288 頁, 乙 18 の 187 頁, 乙 56 の 3 頁。被告ら及び補助参加人答弁書 19 頁参照)。

4 原告ら第 24 準備書面第 3 の 1 ないし 3 について

(1) 原告らの主張

原告らは, 地震により本件原子力発電所が緊急停止した場合, 核燃料を冷却するために外部電源が必要であるが, 重要度分類が最低ランクである外部電源を喪失する危険があり, 核燃料を冷却できず重大事故を発生させる具体的危険を有していると主張するようである(原告ら第 24 準備書面 12 ないし 18 頁)。

¹¹ 新規制基準適合性確認審査を経て再稼働中又は再稼働予定の原子力発電所に対する運転差止め等を求める訴訟・仮処分の判決・決定においても, 同基準に基づき策定された基準地震動の合理性が認められている(乙 128 ないし 132)。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

新規制基準においては、「事故等の発生時は、外部電源系による電力供給は期待すべきではない。」とした上で、「非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械等の単一故障が発生した場合であっても、事故等に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有すること（設置許可基準規則33条7項）。」を要求しているのであるから（乙15の185頁）、「地震による原子炉緊急停止後に外部電源が必要であること」、「地震により外部電源が断たれる高度の危険性があること」、「外部電源を喪失した後の事故収束（核燃料冷却）の方法」（原告ら第24準備書面12ないし18頁）などとして、緊急時に原子炉の冷却に外部電源を用いることを前提とする原告らの主張は、新規制基準を正解しないものである。

この点、上記のとおり、「事故等の発生時は、外部電源系による電力供給は期待すべきではない。」とされているものの、補助参加人は、外部電源についても、志賀中能登線（500キロボルト送電線2回線）及び志賀原子力線（275キロボルト送電線2回線）を中能登変電所に、赤住線（66キロボルト送電線1回線）を若葉台変電所にそれぞれ接続し、さらに、それぞれ本件原子力発電所内で異なる開閉所に接続して受電するほか、碍子、遮断器等は耐震性の高いものを使用するなど、受電システムの強化を行っている（乙9の7頁、乙16の21頁、乙151の64、65、8-1-126ないし8-1-129頁、乙161の8-8-1ないし8-8-8頁）。

その上で、補助参加人は、本件原子力発電所において、設計基

準対象施設として、非常用ディーゼル発電機（6250キロボルトアンペア×3台）及び蓄電池4組を設けた上で、新たに重大事故等対処施設として、福島第一原子力発電所事故のような全交流動力電源喪失が発生することのないよう、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機4500キロボルトアンペア×1台）及び可搬型代替交流電源設備（低圧電源車1100キロボルトアンペア×3台）を設けるとともに、所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池3組）及び可搬型代替直流電源設備（直流給電車及び高圧電源車）を設け、重大事故等の収束に必要な容量を十分に確保している（乙9の7, 8頁, 乙16の38, 39頁, 乙151の66ないし68, 8-1-7, 8-1-8, 8-1-126ないし8-1-129, 8-1-177, 8-1-178頁, 乙161の8-8-9ないし8-8-24, 8-8-36ないし8-8-38頁）。

以上のとおり、補助参加人は、外部電源からの受電システムの強化を行うとともに、非常用ディーゼル発電機を設置しており、さらに新規制基準を踏まえ、常設及び可搬型の代替電源設備を設置し、電源の多重性又は多様性及び独立性を確保しているのであって、原告らの主張は何ら理由がない。

なお、原告らは、外部電源の安全重要度分類及び耐震重要度分類が「いずれも最低ランクである」（原告ら第24準備書面16頁）とするが、上記のとおり、新規制基準は「事故等の発生時は、外部電源系による電力供給は期待すべきではない。」ことを前提としているから、かかる分類は合理的であって、国際的な基準に

も沿うものである¹²（乙15の193，195頁）。

5 原告ら第24準備書面第3の4について

(1) 原告ら第24準備書面第3の4(1)について

ア 原告らの主張

原告らは、「福島第一原発では（略）直流電源を失っていた」などとして、本件原子力発電所において、「原子炉圧力容器の減圧ができない可能性」があり、重大事故が生じると主張するようである（原告ら第24準備書面19頁）。

イ 被告ら及び補助参加人の反論

新規制基準においては、「福島第一原子力発電所事故における教訓」を踏まえ、「常設蓄電池式直流電源設備及び可搬型直流電源設備を用意することとしている。」（乙15の188頁）ところであるから、原告らの主張は新規制基準を正解しないものである。

この点、補助参加人は、前記4(2)でも述べたとおり、本件原子力発電所において、重大事故等対処設備として、所内常設蓄電池式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備を設けた上で、原子炉を減圧する逃がし安全弁について、常設直流電源喪失した場合でも、可搬型代替直流電源設備から給電できる設計としていることから、原告らの主張は理由がない（乙16の27，38，39頁，乙151の66ないし68，8-1-7ないし8-1-9，8-1-156，8-1-157，8-1-17

¹² 前記大阪高裁決定においても、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency：IAEA）安全基準「原子力発電所の安全：設計」等を踏まえ、「新規制基準の定めた外部電源系の安全重要度及び耐震重要度等の安全確保対策は、グレーディッドアプローチ及び福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた適切な内容であり、不合理であるとはいえない。」と判示されている（乙129の380ないし390頁）。

7, 8-1-178頁)。

(2) 原告ら第24準備書面第3の4(2)について

ア 原告らの主張

原告らは、「消火ポンプや消防車の給水能力(圧力)は1.4MPa(14気圧)であり、原子炉圧力容器内の7MPa(70気圧)に遠く及ばない。」「消火ポンプや消防車によっては、原子炉圧力容器内に注水はできず、重大事故を防げない。」などとして、「原子炉圧力容器の減圧ができない可能性」があり、重大事故が生じると主張するようである(原告ら第24準備書面19, 20頁)。

イ 被告ら及び補助参加人の反論

新規制基準においては、まず、設置許可基準規則45条において、「原子炉冷却材圧力バウンダリ¹³が高圧の状態設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するための設備を求めている。」(乙15の143頁)ところであり、原告らのいう「原子炉圧力容器内の7MPa(70気圧)」のような高圧時の冷却機能が喪失した場合に原子炉を冷却する設備を要求している。

加えて、設置許可基準規則46条において、「原子炉冷却圧力バウンダリが高圧の状態設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧す

¹³ 発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において圧力障壁となる部分をいい(乙15の123頁)、具体的には原子炉圧力容器及びこれに接続する配管、隔離弁等が該当する。

るための設備を求めている。」(同143頁)とあり、同規則47条において、「原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するための設備を求めている。」(同144頁)とあり、原告らのいう「消火ポンプや消防車の給水能力(圧力)は1.4MPa(14気圧)」は、減圧後の低圧注水として要求されているものである。

すなわち、新規制基準においては、新たに重大事故等対策を規制対象としたことを踏まえ、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却、減圧、低圧時の冷却について、設計基準事故対処設備が有するそれぞれの機能が喪失した場合を想定した対策として重大事故等対処設備を要求しているところであるから、原告らの主張は新規制基準を正解しないものである。

この点、補助参加人は、原子炉隔離時冷却系(ポンプ容量:約190立方メートル毎時)により、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、復水貯蔵タンク水を原子炉に注水することとしているところ、原子炉隔離時冷却系は原子炉内の蒸気を駆動源としていることから、全交流動力電源喪失、常設直流電源喪失した場合であっても、可搬型代替直流電源設備からの給電又は手動操作により起動し、高圧注水が必要な期間にわたって運転を継続することができる(乙16の26頁、乙151の46、8-1-154頁、乙161の8-4-12頁)。

また、補助参加人は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧

するための設備として、代替自動減圧系（1個当たり弁容量・約380トン毎時×4個）を設けているところ、当該設備は、常設直流電源喪失した場合でも、可搬型代替直流電源設備から給電できる設計としており、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、確実に原子炉を減圧することができる（乙16の4、27頁、乙151の46、47、8-1-156、8-1-157頁、乙161の8-4-12、8-4-13頁）。

さらに、補助参加人は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、常設代替低圧注水系（常設代替低圧ポンプ（1台当たりポンプ容量・約280立方メートル毎時×2台）及び復水移送ポンプ（1台当たりポンプ容量・約100立方メートル毎時×3台））並びに可搬型代替低圧注水系（可搬型代替低圧ポンプ：1台当たりポンプ容量・約120立方メートル毎時×8台）を設けているところ、常設代替低圧ポンプは全交流動力電源喪失した場合であっても常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）からの給電が可能であり、可搬型代替低圧ポンプ（消防車）はもとより電源を必要とせず、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉に注水することができる（乙16の28頁、乙151の47、48、8-1-158、8-1-159頁、乙161の8-4-13、8-4-14、8-4-27頁）。

その上で、補助参加人は、重大事故等対策の有効性評価を

実施し、「高圧・低圧注水機能喪失」、「高圧注水・減圧機能喪失」及び「全交流動力電源喪失」等の事象について、炉心の著しい損傷を防止するための対策が有効に機能することを確認している（乙16の22, 23, 45頁, 乙151の80ないし92, 10-4-29ないし10-4-60頁）。

以上のとおり、補助参加人は、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の冷却、減圧、低圧時の冷却について、それぞれ設計基準事故対処設備に加え、当該設備の機能が喪失した場合をも想定し、重大事故等対処設備により対策を講じており、原告らの主張は何ら理由がない。

なお、原告らは、「サプレッションプール水を冷却する（略）残留熱除去系は、全交流電源喪失（SBO）により機能を停止していると予想される」、「したがって、サプレッションプール水は瞬く間に加熱される」（原告ら第24準備書面19, 20頁）とも主張するが¹⁴、補助参加人は、本件原子力発電所において、前記4(2)で述べたとおり、非常用電源について多重性又は多様性及び独立性を確保し、福島第一原子力発電所事故のような全交流動力電源喪失が発生することのないよう対策を講じていることから、原告らの「予想」は根拠がない。その上で、上記対策にもかかわらず全交流動力電源喪失が発生した場合、補助参加人は、残留熱除去系によることなく、可搬型代替低圧ポンプを用いた可搬型代替原子炉格納容器スプレイ系による格納容器スプレイや、格納容器ベント装置による格納容器ベ

¹⁴ その他、原告らは、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震発生時の東京電力福島第二原子力発電所の事例についても繰々述べるが（原告ら第24準備書面20頁）、同発電所においては、津波の影響により残留熱除去系が機能を喪失したものの、同年3月15日までに冷温停止に至っている（乙53の4-6頁）。

ントにより冷却を行うことを可能としていることから、原告らの主張は補助参加人の安全対策を正解しないものである（乙16の30, 31頁, 乙151の85, 86, 10-4-39ないし10-4-42頁）。

付言すると、補助参加人は、以下に述べるとおり、平成26年の新規制基準適合性確認審査申請後も、随時、本件原子力発電所の冷却機能の強化を行っている。

すなわち、補助参加人は、上記格納容器スプレイ装置及び格納容器ベント装置に加えて、新たに平成27年に格納容器フィルタ付ベント装置を設置し、冷却機能を強化している（乙9の11頁）。

また、被告ら及び補助参加人答弁書13, 14頁でも述べたとおり、補助参加人は、新規制基準適合性確認審査が先行する他社の発電所の審査状況を踏まえ、残留熱除去ポンプが使用できない状況下でも冷却を行うことができる「代替残留熱除去設備」や、全交流動力電源が喪失し、かつ、原子炉隔離時冷却ポンプが使用できない場合においても、原子炉の蒸気で駆動し交流電源を必要とすることなく冷却を行うことができる「代替高圧注水設備」の設置を進めている（乙9の10頁, 乙10の15頁, 乙162）。

(3) 原告ら第24準備書面第3の4(3)について

ア 原告らの主張

原告らは、注水には消火系配管を用いるが、「配管が破損して水が届かない危険性が高い。」などとして、「水が届かない危険性大」であることから、重大事故が生じると主張するようである（原告ら第24準備書面20, 21頁）。

イ 被告ら及び補助参加人の反論

前記(2)イで述べたとおり、緊急時には、消火系配管ではなく、原子炉隔離時冷却系や代替低圧注水系により注水を実施するところ、当該設備は配管も含めていずれも重大事故等対処施設であり、基準地震動 S_s による地震力に対して必要な機能が損なわれないものであることから（乙151の8-1-140, 8-1-141頁）、原告らの主張は、補助参加人の安全対策を正解しないものである。

(4) 原告ら第24準備書面第3の4(4)及び(5)について

ア 原告らの主張

原告らは、低圧注水が「できたと仮定」しても、「消火ポンプや消防車では給水能力（時間あたりの給水量）が足りず、炉心溶融を止めることができない可能性が高い。」「LOFT計画の失敗は、注水しても炉心を冷やすことができない場合があることを示している。」などして、「注水が間に合わない」、「注水しても冷やせない」ことから、重大事故が生じると主張するようである（原告ら第24準備書面21, 22頁）。

イ 被告ら及び補助参加人の反論

前記(2)イで述べたとおり、補助参加人は、本件原子力発電所において、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、常設代替低圧注水系及び可搬型代替低圧注水系により原子炉に注水できる設計とし、十分な冷却能力を確保しており、原告らの主張は理由がない（乙161の8-4-13, 8-4-14, 8-4-27頁）。

なお、原告らは、米国アイダホ国立工学研究所において実

施されたLOFT計画¹⁵について縷々述べるが、本件原子力発電所1号機運転差止訴訟第一審判決（金沢地方裁判所平成6年8月25日判決・判例時報1515号43ないし45頁）において、同計画をもって本件原子力発電所の冷却機能確保対策の有効性を否定することは相当でない旨判示されているのであって¹⁶、原告らの主張は理由がない。

(5) 小括

前記(1)ないし(4)で述べたとおり、原告らの主張は、新規制基準及び同基準を踏まえた補助参加人の安全対策を正解しないまま、これまでの主張（原告ら第3準備書面及び第14準備書面。前記第1脚注4参照）を繰り返すものに過ぎないところ、「裁判所の見解」(1)にいう「重大事故発生の具体的危険があることを原告らが具体的に指摘」したものとは到底いえず、何ら理由がない。

第3 結論

以上のとおり、原告らが縷々述べる、本件原子力発電所の基準地

¹⁵ 熱出力50MWの加圧水型実験用原子炉（Loss of Fluid Test：LOFT炉）を用い、冷却材喪失事故及び異常過渡に関する研究を行った国際プログラムであり、昭和51年に米国NRCにより日本やフランス等を含む国際協力研究として発足し、昭和57年にOECD/NEA（Organisation for Economic Co-operation and Development/Nuclear Energy Agency：経済開発協力機構/原子力機関）傘下に移管され、平成元年に終了した。同計画により、非常時炉心冷却系（Emergency Core Cooling System：ECCS）の性能及びその安全評価解析が大きな安全余裕をもって確認された（日本原子力学会誌26巻5号375頁以下、同33巻12号1112頁以下）。

原告らのいう注水に係る事象は、上記国際プログラム発足以前の昭和46年に小型の模擬実験装置を用いて行われたセミスケール実験を指すと解されるところ、「セミスケール実験でのECCS水注入失敗の原因は、その後の実験により解消された」（判例時報1515号45頁）ところである。

¹⁶ 松山地方裁判所昭和53年4月25日判決（判例時報891号396ないし401頁）、福島地方裁判所昭和59年7月23日判決（判例時報1124号158ないし163頁）、水戸地方裁判所昭和60年6月25日判決（判例時報1164号132、133頁）、仙台地方裁判所平成6年1月31日判決（判例時報1482号37、38頁）及び新潟地方裁判所平成6年3月24日判決（判例時報1489号60頁）も各同旨。なお、金沢地裁判決を含む上記各判決に対する控訴、上告はいずれも棄却され、確定している。

震動、電源確保対策及び冷却機能確保対策については、いずれも「裁判所の見解」(1)にいう「新規制基準の対象事項」であって、補助参加人は新規制基準を踏まえて安全対策を講じており、同適合性確認審査において、本件原子力発電所が新規制基準に適合していることが確認された上で、本件原子力発電所の再稼働の可否を判断することとしているのであるから、会社法360条の要件である「回復することができない損害が生ずるおそれ」はなく、原告らの主張は何ら理由がない。

また、補助参加人の取締役である被告らが法令、定款及び株主総会決議を遵守して業務を執行していることは明らかであり、「法令若しくは定款に違反する行為」はなく、原告らの主張はこの点からも理由がない。

そして、原告らの主張は、これまでの主張を繰り返すものに過ぎず、本件訴訟が、会社法360条に基づく株主差止訴訟の名を借りて、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の拡大を図るために提起されたものであって、株主差止訴訟の趣旨、目的を逸脱するものであることは明らかである。

したがって、本件訴訟については、「裁判をするのに熟した」(民事訴訟法243条1項)ことは明らかであることから、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

以上